

告示

埼玉県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 稔	埼玉県熊谷市八木田五百三十七番地
同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地
同	大岡 博	同 八木田百六十九番地
同	内田 一夫	同 飯塚九百四十四番地
同	岩崎 亘夫	同 四百二十四番地
同	堀口 明	同 弥藤吾二千四百二十一番地
同	田野 雅己	同 男沼二十番地一
同	塚田 峰夫	同 西野三百六十八番地一
同	鈴木 宏治	同 飯塚八百十一番地
同	小林 七郎	同 東別府二千二百十二番地
同	馬場 初男	同 上江袋九百七十二番地
同	長島 正明	同 同 二百八十一番地
同	長谷川 忠一	同 弥藤吾千八百一番地
同	坂本 隆	同 上江袋千三百十九番地
同	福島 貞夫	同 飯塚千五百九十一番地
同	小林 徳司	同 市ノ坪七十五番地二
同	吉田 卓司	同 原井百二番地
同	宮澤 貞雄	同 永井太田千二十二番地
同	須永 俊也	同 飯塚千五百二十八番地二
同	大澤 茂雄	同 深谷市堀米百九十九番地一
同	川田 光治	同 熊谷市上江袋千三百四十二番地
同	田沼 寛央	同 永井太田四百十六番地
同	井田 勇	同 深谷市上柴町東二丁目九番地十六

二 退任

職名 氏名 住所

